

楽しく子育てができる社会の実現に向けて

—「育児不安」を手がかりに—

古川 裕子

目次

はじめに

1. 日本における子育ての推移と現状

- 1. 1 子育ての時代的変遷
- 1. 2 子育てを取り巻く社会の状況
- 1. 3 国の子育て支援の取り組み

2. 「育児不安」が生じる原因と課題

- 2. 1 「育児不安」とは
- 2. 2 家庭で孤立する女性
- 2. 3 失敗の許されない子育て
- 2. 4 子育てに関する知識・経験不足
- 2. 5 「育児不安」の解消に向けた課題

3. フィンランドにおける子育て支援との比較

- 3. 1 なぜフィンランドなのか
- 3. 2 フィンランドの子育て支援の特徴
 - 3. 2. 1 切れ目のない支援
 - 3. 2. 2 子育てを支える多様な制度
 - 3. 2. 3 子どもを尊重する姿勢
 - 3. 2. 4 「育児不安」解消に向けた可能性

4. 楽しく子育てができる社会を実現するために

- 4. 1 「育児不安」の解消に向けて必要な取り組み
 - 4. 1. 1 切れ目のない社会からのアプローチ
 - 4. 1. 2 男女平等の実現によるゆとりある子育てへ
 - 4. 1. 3 子ども・子育てに対する私たちのあり方
- 4. 2 望ましい社会のあり方

おわりに

参考・引用文献

はじめに

小さい時から子どもが好きで、将来は子どもを産んでお母さんになりたいという気持ちを強くもっていた。そして日本は物質的にも恵まれた平和な社会であり、比較的子育てもしやすい国だという勝手なイメージを抱いていた。しかし大学の演習で子育て支援の進んだ国としてフィンランドの取り組みを調べ日本と比較することを通して、フィンランドにおける子育て支援を羨ましく思うと同時に、日本の支援が不十分であること、決して子育てしやすい国ではないことを痛感した。そこで子育て支援について考えることで、日本をもっと子育てしやすい社会にしたいと思ったのがこのテーマを選んだ理由である。中でも「育児不安」に着目したのは、子育てをする上で不安はつきものであり、誰もが抱えうるものだ。しかし不安が大きくなりすぎることによって、子育てを楽しめなくなり、虐待や少子化という社会的な問題にも繋がったりしているのではないかと感じた。以上の理由から、こうした誰もが陥る可能性のある「育児不安」という状態を手がかりに論じていく。

本論文では、先行研究などをもとに「育児不安」の原因とは何か、そして「育児不安」を解消し楽しく子育てができる社会を実現するために求められる取り組みとは何かを明らかにすることを目的とする。第1章では子育てを取り巻く日本社会の推移と現状についてまとめる。第2章では初めに「育児不安」とは何かを確認し、日本の状況を踏まえ「育児不安」を強める原因と課題について探る。第3章では子育て支援の進んだ国としてフィンランドの子育て支援について取り上げ、日本の取り組みを考える上での手がかりにする。第4章ではこれらをもとに「育児不安」の解消に向けて求められる具体的な取り組みについて考察し、望ましい社会のあり方について言及する。

1. 日本における子育ての推移と現状

1. 1 子育ての時代的変遷

日本社会において農業が中心であった時代には、子育ては村全体で行うものであった。子どもの誕生から育ちまで村の人々は互いに知り合い、助け合いながら子育てをしていた。この時代は多くの子どもが生まれてくる一方で事故や病気を原因として長く生きることができない子どもも多くいたが、神様からの授かりものである子どもを大切に育て合っていた。(牧野 2005:5) このように子どもを見守り支える存在が多くいた環境では、女性は重要な働き手と考えられていたため子育てに関わる時間はほとんどなく、主な子守の担い手は祖父母であった。(伊志嶺・新澤 2003:17)

明治になると、子育てを担う単位に村から家へと変化が見られる。その背景には、明治政府による家の統制が始まったことがある。近代の戸籍の始まりは、1871年の戸籍法に基づいて定められた「壬申戸籍」だとされており、戸籍の登場は「戸」を単位に「戸主」を

中心としたものへと変化をもたらした。(森 2014:231)牧野 (2005:6)によれば、こうした変化によって子育ては「氏に象徴される『家』の後継ぎを育てるため」のものとなり、子育ての責任は戸主である男性にあったと指摘している。つまりこの頃においては戸主である男性の子育てに対する権限や責任が非常に大きく重視されていたのである。反対に嫁である女性は、農作業や家事労働に忙しく子育てに関わる時間も責任もほとんどない状態であったとされている。(同:6)

女性が出産や育児の役割を求められるようになったのは、日本でも産業革命が起きた明治中期以降だと言われている。産業革命による工場労働者や新中間層と言われるサラリーマンのような生活の広まりが、男女の性別による役割分業を明確にしていった。(深谷編 2016:16)このような社会状況の中で登場したのが「主婦」である。深谷編(2016:16)が「出産・育児と家事すなわち人間の再生産にかかわる仕事を無賃で行う存在が『主婦』と言われるようになっていく。」と述べているように、「主婦」の登場には社会の経済的状況や男性の働き方の変化と深い結びつきがある。現代社会にも根強く残る「男は仕事、女は家事・育児」という性別役割分業の始まりがこの頃からうかがえる。

そして日本の子育ての大きな変化は戦後に生じた。その主な要因として、民法の改正による家族制度の変更がある。敗戦後の日本はそれまでの軍国主義を改め、新しい憲法である日本国憲法を制定した。この新憲法において婚姻は両性の合意のみによって成立することが定められ、これに伴う民法の改正により従来の家を単位とした家族制度から夫婦を単位とする家族制度へと大きく変化した。(牧野 2005:6)こうした家族のあり方の変化が、日本の現代社会の象徴である夫婦のみ、あるいは夫婦と子ども、ひとり親と子どもからなる核家族と呼ばれる家族形態の増加とともに、子育ても非常に狭い関係の中で行われるようになっていったのだ。

このように時代とともに子育てを担う単位は狭く小さなものへと移り変わってきたが、現在においてより深刻な状況を呈している。核家族化が進行し、それに伴い子育ての担い手は母親だけになった。かつてのように祖父母や親族の手を借りることが難しくなり、どの時代にも増して子育ては不安で困難な仕事になった。(垣内・櫻谷編 2002:1)深谷編(2016:28)によると本来、子育ては「乳を与える育児者とそれを支える周囲の者との協力によって初めて成立するもの」であり、「これはヒトがヒトとして誕生して以来守られてきた子育ての根本流儀である。」と述べているが、この流儀が崩壊しつつあるのが現在の日本社会の状況だといえる。母親一人が子育ての役割や責任を担う社会において、子育てという営みは非常に負担が大きくなってきており、現在日本は子育てに関わる様々な問題を抱えているのである。

1. 2 子育てを取り巻く社会の状況

子育てを取り巻く社会の状況として、その中心にあるのが少子化の問題といえる。内閣府の「平成 30 年版 少子化社会対策白書」によれば、第 1 次ベビーブーム期に約 270 万人、第 2 次ベビーブーム期に約 210 万人であった日本の出生数は、1975 年に 200 万人を下回って以来減少を続けてきた。そして 1984 年には 150 万人を下回り、ついに 2016 年には統計

を開始してから初めて 100 万人を割り込む事態となっていることが記されている¹。2017 年の出生数は 94 万 6065 人で、前年に比べて 3 万 918 人減少しており、合計特殊出生率も前年の 1.44 から 1.43 へと低下した²。出生数と合計特殊出生率の著しい低下からも、日本の少子化がいかに深刻な状態であるかは明らかである。

少子化の主な要因として近年よく挙げられるのが「①結婚の減少(=未婚化)②結婚や出産の先送り(=晩婚化・晩産化)③結婚したカップルの出生数の減少」(汐見編 2008:240)の 3 つである。③の出生数の低下については先ほど確認した通りである。①の結婚の減少については、第 1 次ベビーブーム期にあたる 1947 年には約 93 万件であったのが 2017 年では約 60 万件にまで減少している²。総務省が行う国勢調査を基にした年齢別の未婚率の推移の結果からも、結婚適齢期と考えられる 25～29 歳、30～34 歳、35～39 歳の全てにおいて 1970 年頃から現代にかけて男女ともに大幅な上昇が見られ¹、社会において結婚することが当たり前ではなくなっている。②の晩婚化・晩産化についても平均初婚年齢が平成 29 年には、夫が 31.1 歳、妻は 29.4 歳となっており、平成 7 年の結果と比較しても男女ともに 3 歳近く上昇している³。同様に第 1 子出生時の母親の年齢も平成 7 年の 27.5 歳から 29 年には 30.7 歳へと変化が見られる。つまりただ単に子どもを産まなくなっただけではなく、結婚や出産をするのを後回しに、あるいは結婚・出産自体をしないという選択をする人が増えたことが少子化に大きな影響をもたらしたのだ。こうした結婚や出産を回避する人の増加の背景には、日本社会特有の問題との関連があると考えられる。

第一に、子育てと仕事の両立の難しさである。日本では長時間労働や年功序列を特徴とした日本型雇用システムと呼ばれる雇用慣行が、戦後の高度経済成長を支え現在に至るも根強く残っている。(汐見編 2008:113)この伝統的な制度は、出産や子育てで一時的に職場を離れた後のキャリアや昇進・昇給を考える上で心理的なプレッシャーを与えるものであった。(同:106)性別役割分業が多くの家庭で見られた時代では、この雇用慣行は上手く機能していたといえる。しかし時代は変わって近年女性の社会進出に関する話題が取り上げられるように、男性と同様に働く、あるいは働きたいと望む女性が増えている。こうした人々にとって子育てと仕事の両立がまだ十分でない現状では、結婚して出産し、子どもを育てることは喜びよりもむしろリスクに感じられるだろう。これが結婚や出産を先送りにすることに関係があるといえる。

¹ 内閣府「平成 30 年版 少子化社会対策白書 概要版」
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2018/30pdfgaiyoh/pdf/s1-1.pdf> (2018/12/20)

² 厚生労働省「平成 29 年(2017) 人口動態統計(確定数)の概況」
https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei17/dl/00_all.pdf
(2018/12/20)

³ 厚生労働省「平成 29 年(2017)人口動態月報年計(概数)の概況」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai17/dl/gaikyou29.pdf> (2018/12/16)

第二に、家庭の負担が大きいことである。2016年度の各国の家族関係社会支出の対GDP比を見ても、日本が1.29%であるのに対してドイツは2.28%、フランスは2.96%であり、最も占める割合の大きいイギリスでは3.57%にまで及んでおり⁴、日本の家族関係に対する支出の割合が少ないことは明らかである。日本では子育ては家族、中でも母親が担うべきものだという認識が非常に強い事柄である。(汐見編 2008:90)そのため、家事・育児に関することは私的なものとして家族が負担することが当然視され、国の介入が少なかった。しかし子育ての単位や関わる人が時代とともに狭く少なくなる中で、負担が過剰になってきていると考えられる。こうした負担の重さが「結婚したい」「子どもを産みたい」という希望を実現しづらくさせていることと無関係ではないだろう。

つまり少子化が深刻化した背景には、従来から残る日本独自の制度や考え方や多様な暮らしや価値観が存在する現代社会との間にズレが生じ、それにより子育てが重荷となり、回避すべきものになってしまったことがあると考える。少子化という将来的な労働力人口の不足や年金制度への不安など、社会的な観点から問題視されることが多い。しかし汐見編(2008:251)が「本当の“病理”は子どもや子育てに関わる人が限りなく“マイノリティー”になっていき、産みにくさ育てにくさが増していく悪循環が生まれ、ひいては生命の再生産が健全にできない社会になること」と指摘しているように、子どもが育つ環境、そして子どもを育てる環境をますます過酷なものにしてしまうということに対して危機感を持つ必要がある。

1. 3 国の子育て支援の取り組み

少子化を中心に日本の子育てを取り巻く状況を確認してきたが、この状況に対して国はどのような取り組みを行ってきたのだろうか。主に、内閣府の「これまでの少子化対策の取組」を参照しながら述べていく⁵。

日本の子育て支援の始まりは、1990年に起こった合計特殊出生率が1.57を記録した「1.57ショック」と呼ばれる出来事が契機となっている。この事態を受け政府は、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」という、いわゆる「エンゼルプラン」を策定した。このように日本の子育て支援は少子化対策としての性格が強いのが特徴として挙げられる。エンゼルプランでは仕事と家庭の両立支援を第一に、育児休業中の給付や職場内保育所の設置などの雇用環境の整備と、低年齢児保育や延長保育、一時的保育事業の拡充といった保育サービスの充実の2つが柱に掲げられた。(汐見編 2008:5)しかし実態としては保育所を中心とした保育所のサービスの拡大が主であり、これがかえって労働時間の増加に繋がり、結果として家庭での時間の確保は進まなかった。(同:7)

1999年に策定された新エンゼルプランでは保育サービス以外にも目が向けられるようになり、2000年代に入ると子育て支援はさらに広がりを見せる。中でも2003年に定めら

⁴ 国立社会保障・人口問題研究所「平成28年度 社会保障費用統計」

<http://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/fsss-h28/H28.pdf> (2018/12/01)

⁵ 内閣府「これまでの少子化対策の取組」

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/data/torikumi.html> (2018/12/20)

れた「次世代育成支援対策推進法」と2004年の「少子化社会対策大綱」に繋がる「少子化社会対策基本法」の2つに注目したい。これらについて汐見編(2008:18)は、男性の働き方や職場での両立支援、保育や在宅育児、住環境、児童手当とこれまで以上に事業内容の幅が広がったこと、そして支援の対象が働く女性以外に主婦や男性にも焦点が当てられるようになり、さらに支援の担い手においても国や自治体に限らず、保育所やNPO、企業や地域社会などへと拡大したことが画期的であると指摘している。つまり事業内容や対象、実施主体の全てにおいて多様化が進み、子育て支援の取り組みが活発になってきたことがうかがえる。

この他にも少子化社会対策大綱の施策の効果的な推進を目的とした2004年の「子ども・子育て応援プラン」や2005年に合計特殊出生率が1.26と過去最低を記録した事態を受けて2006年に策定された「新しい少子化対策について」など、日本はこれまで数々の施策を打ち出してきた。そうした中でも特に注目されているのが2015年から本格的に施行された「子ども・子育て支援新制度」である。内閣府の「子ども・子育て支援新制度について」によると⁶、この制度のポイントとしては①認定こども園や幼稚園、保育所を通した共通の「施設型給付」と小規模保育や家庭的保育に対する「地域型保育給付」の創設、②認定こども園制度の改善、③「利用者支援事業」や「地域子育て支援拠点事業」、「一時預かり」や「放課後児童クラブ」など地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実、④実施主体が市町村、⑤有識者や子育ての当事者、支援の当事者などが子育て支援の政策のプロセスに関わる子ども・子育て会議の設置などが挙げられる。つまり市町村が主体となって、地域の実情を反映した支援を行う方向性がより明確に打ち出されきたといえる。

このように日本のこれまでの取り組みを振り返ると、かつての少子化の克服を目的としていたものから、子育て家庭の多様なニーズに応えるべく内容の充実や地域を拠点とした、子育てしやすい社会の実現に向けた方向へと変わってきたことがうかがえる。しかし一連の取り組みとは裏腹に、残念ながら出生率も子どもが育つ環境、そして子どもを育てる環境も良くなってきたとは言い難い。2016年に策定された「ニッポン一億総活躍プラン」では「希望出生率1.8」を掲げ、2017年の「新しい経済政策パッケージ」においても「人づくり革命」として子育て世代や子どもたちに対してより多くの政策資源を投入することについて言及されているが、実現するのは容易ではないだろう。子育てしやすい社会を理想ではなく実現するためには、人々が抱える不安や負担、困難に対し効果的に作用するような取り組みでなくてはならないと考える。

⁶ 内閣府 子ども・子育て本部「子ども・子育て支援新制度について」
<http://www.town.itano.tokushima.jp/docs/2017040600082/files/shinseido.pdf> (2018/12/01)

2. 「育児不安」が生じる原因と課題

2. 1 「育児不安」とは

「育児不安」とは、育児ストレスや育児ノイローゼと呼ばれることもある。「育児不安」については多くの研究者によって定義されており、使われる用語や内容にも違いが見られる。いくつかの定義を紹介すると、牧野(2005:54)によれば、「育児の中で感じられる疲労感や気力の低下、イライラ、不安、悩みなどが解消されずに蓄積されたままになっている状態」のことを「育児不安」という。深谷編(2008:27)は、「母親たちが育児に自信をなくし、育児の相談相手がいない孤立感やなんとなくイライラするなど、育児へのネガティブな感情や育児困難な状態を示す用語には育児不安、育児ストレス、育児ノイローゼ等が用いられている。」としている。上野ほか(2010:190)は、「育児不安とは、一般的には、育児に対する戸惑いや混乱、育児への負担感から生じる子どもに対する漠然とした不安や自信の喪失をもたらすことをいう。」と定義している。このように「育児不安」は育児に対する負の感情や、それに伴う精神的・心理的負担を生じることを意味する点では共通しているものの、明確な定義は存在していない。不安には個人差があり、不安の内容や程度も異なることが「育児不安」の定義を曖昧なものにしている。(深谷編 2008:27)

育児に不安を抱える人が増え「育児不安」が社会的に広まり始めたのは1970年代に入ってからだといえる。1970年代は、子捨てや子殺しといった問題に注目が集まるようになった時期である。1971年の厚生白書では、育児ノイローゼの親を問題親とし、「現在の家庭環境における問題点は問題児ならぬ問題親がふえている状況にあると言つても過言ではあるまい。」との記述が見られる⁷。つまりこの頃から子育てに関して生じる問題は親の責任として考えられるようになってきたのである。子育ての責任を親に押し付けることは、親たちに自身の子育てに対して不安を抱き自信を失いやすい状況をもたらした。社会の中で子育てに関する不安や悩みが蔓延し始めた結果、現在に至るまで「育児不安」に関する様々な研究がなされるようになったのである。

現在、「育児不安」はますます社会的な問題になっている。厚生労働省が2018年に発表した「第7回21世紀出生児縦断調査の概況」によると、子どもを育てていて負担に思うことや悩みについて「負担に思うことや悩みがある」と回答したのは75.2%であり、実に4人のうち3人が不安や悩みを抱えていることが見て取れる⁸。悩みや不安の内容の中で最も回答が多かったのは「子育ての出費がかさむ」の42.0%であり、次に「自分の自由な時間が持てない」の31.7%となっている。また平成13年出生児の調査結果との比較では、「子育てによる身体の疲れが大きい」、「自分の自由な時間が持てない」の順に増加しており、日本で子育てをする多くの人が経済的にも身体的にも精神的にも不安や悩みを抱える中で

⁷ 厚生労働省「厚生白書(昭和46年版)」
https://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/hakusho/kousei/1971/d1/03.pdf (2018/12/15)

⁸ 厚生労働省「第7回21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)の概況」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/syusseiji/16/d1/gaikyou.pdf> (2018/12/01)

子育てに励んでいることがうかがえる。このように日本で子どもを育てることが現在の社会では非常に辛く大変なものになっているのである。牧野(1988:24)が「研究を重ねるうちに<育児不安>は、単に乳幼児を持つ母親ひとりの精神状態の問題ではなく、今日の父親や家族のあり方、子どもの育ち方などにかかわる広範な問題につながることをますます考えさせられている」と述べているように、「育児不安」は日本社会のあり方と深くかかわる深刻な問題なのである。そこで次節からは「育児不安」を強める原因となっている社会のあり方や問題点について3つの節に分けて論じていく。

2. 2 家庭で孤立する女性

「育児不安」を強める原因の1つとして、子育ての密室化とそれに伴う母親の孤立を挙げる。子育てを担う単位と子育てを支える周囲の人々の存在は時代とともに小さく、少なくなっている。「向こう三軒両隣り」という言葉のような近隣との関係は見られなくなり、各家庭による近所との関係も薄れ、子育ては密室の中で行われるようになった。(伊志嶺・新澤 2003:106)つまり子育ての担い手である多くの母親は、こうした希薄化した関係の中で誰にも頼ることができず、一人きりで子育てに励んでいるのだ。このような状態が「育児不安」の発生に大きく関係しているのである。

深谷編(2008:30)が「育児不安傾向が強い母親は一人で育児を担っていると感じ、不安傾向の弱い母親は夫も育児に関与していると感じている」ことを指摘しているように、子育てに関わる人の中でも特に父親の存在が母親の「育児不安」に与える影響が大きいことが明らかになっている。性別役割分業が根付く残る日本では、長い間子育ては母親の役割であり責任だと考えられてきた。育児休業取得率を見ても、女性が育児休業を取得した割合は83.2%であるのに対し、男性は5.14%と若干の上昇はあるものの圧倒的に女性が多いという結果が出ており⁹、依然として子育ては母親任せの状態だといえる。こうした状態にある母親の育児不安の程度を左右するのが、夫と話す時間の多さや、会話の際に感じる幸福感・充実感の強さである。(牧野 2005:56)つまり父親である男性と会話をしたり、悩みを相談したり十分なコミュニケーションを取ることができて、母親自身もそれを実感できることが重要なのだ。しかしこれは父親1人1人の努力や気持ちだけで解決できる問題ではない。伊志嶺・新澤(2003:176)が「父親が会社人間として、時間も心も企業に奪われ、子育ての実際に参加できないだけでなく、心も子育てに向かわず、母親と共に考え共通の思いで育児されていない」ことを指摘しているように、母親のみに子育てを押し付けてきたこれまでの社会は、一方で父親である男性を子育てに参加したくてもしづらい状態へと、子育てから排除してきたといえる。つまり「育児不安」の軽減には女性だけでなく男性の子育て参加を可能にするような、社会のあり方や構造から捉え直す必要があるのだ。

また夫に限らず、コミュニティの広さも重要なポイントである。就業形態別では専業主婦の方がフルタイムで働いている場合に比べて「育児不安」が強い傾向が見られることが分かっている。(深谷編 2008:30)つまり子どもと過ごす時間が長く、家庭に閉じこもりが

⁹ 厚生労働省「『平成29年度雇用均等基礎調査』の結果概要」

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/d1/71-29r/07.pdf> (2018/12/01)

ちな専業主婦は不安を抱きやすい環境にあるといえる。一方、仕事をしている女性の場合には時間的な制約があるため近所づきあいが少なく、疲労感や緊張感から悩みやイライラが蓄積しやすいという傾向はあるものの、職場の友人関係や保育園での先生との関係の中で子育てに関して抱える悩みを相談する機会も多い。そのため、孤立感や単調な生活による「育児不安」に陥る可能性は専業主婦と比べて低くなっている。(牧野 2005:57-58)

このように母親がいかに孤立を感じず、子育ての悩みやイライラを抱え込まずにいられるかが「育児不安」の程度に深く関わること、そしてそのためには夫の存在やコミュニティの有無が重要な要素であることを確認してきた。「育児不安」の解消には、孤立した環境で子育てが行われることを防がなければならないと考える。

2. 3 失敗の許されない子育て

主な原因の2つ目として考えられるのは、子育てに失敗や間違いという考えが生まれてきたことである。現在は、少子化により生まれてくる子どもの数が少ない状況である。住田(2014:174)は「一子豪華主義」という言葉を用いて、こうした状況が子育てにおいて子ども一人あたりにより多くの労力を注ぎ込むことをもたらしたと指摘している。そして、これは同時に注ぎ込んだ労力に値する成功を収めることへのプレッシャーを与えるものでもある。このような子育てに関する社会的な流れによって母親たちは失敗を恐れ、良い子育てをしなければという強迫観念に駆られながら子育てをしているのである。(同:174)

総務省が行なった調査によれば、平成23年と平成28年を比較すると男女ともに家事に費やす時間が減る中で子育てにかかる時間は増加しており、最も増えた30~34歳の女性ではこの5年間で約20分の増加が見られる¹⁰。子育てにかかる時間の増加は、生活の中において子育てをより重視するようになったこと、そして子どもにより注意を向けるようになったことを意味すると考えられる。また子育てに費やすようになったのは時間だけではない。笹川(2014:15)は、今の社会では「子どもはますますお金がかかる存在となるため、平均的な家庭では子どもの数を減らし、子ども一人あたりに多くの費用をかけようとする傾向がある」と指摘している。実際に0~21歳までのどの年齢においても1997年から2002年にかけて子ども一人当たりにかかる費用は増えている¹¹。つまりお金をかけることが良い子育てだ、あるいはお金をかけることで良い子育てができるような気になり、それゆえに子育てにお金をかけるようになっていくと考えられる。少数の子どもに対して時間的にも金銭的にも注ぎ込むようになったことがうかがえるが、結果としてこうした行為がますます不安を強めてしまうといえる。

母親たちを子育てへと駆り立てる背景には、競争社会との関連も見受けられる。1970~80年代頃の日本は、「受験戦争」が過熱しわが子を有名進学校に入れることを望むいわゆ

¹⁰総務省「平成28年社会生活基礎調査-生活時間に関する結果：結果の概要」

<https://www.stat.go.jp/data/shakai/2016/pdf/gaiyou2.pdf> (2018/12/01)

¹¹内閣府「社会全体の子育て費用に関する調査研究報告書概要：5. 子ども1人あたりでみた子育て費用」

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/research/cyousa16/hiyo/chap2_5.html (2018/12/01)

る「教育ママ」の出現と、一方で受験戦争についていけない子どもが「落ちこぼれ」として捉えられ、暴力や性的快楽に逃げる現象が社会的な問題になった時期である。(上野ほか 2010:191) こうした状況が母親たちに立派な子育てをしなければならないという圧力を与えるきっかけとなった。つまり良い子育てをすることで良い子どもが育つと考えられ、子どもの育ちや能力の程度が母親の育児能力の高さを示す指標のようになっているのである。深谷編(2008:31)によれば、特に「仕事を辞めた高学歴な母親たちは育児不安が強い」ことが明らかになっており、仕事での活躍の場を失った母親が、今度は子育てで成功を収めようと子育てにのめり込むことが不安を強めることに繋がっていると推測される。つまり子育てに自分の全てをかけてのめり込めばのめり込むほどストレスが溜まり、子どもの成長や他人の評価にも過敏になりやすいといえる。(垣内・櫻谷編 2002:9)

子育てに失敗という考えが出てきた背景には少子化に伴い子育てに費やす時間やお金が増えたことと、競争社会を生き抜いてきた母親たちによって子育てにおける競争的な側面が強まってきたことの2つが関係していると考えられる。子育てに労力を注ぎ込むほどに、失敗を恐れるようになり、「育児不安」を強めるといえる。

2. 4 子育てに関する知識・経験不足

3つ目の大きな原因として考えられるのは、親になる前の子育てに関する知識や経験を得る機会が乏しいことである。かつての日本では、「母性愛」という言葉で表されるように女性は生まれながらに子どもを育てる資質を持ち合わせていると考えられ、誰もが子どもを産めば「良い母親」になれると、疑問を抱くことなく受け入れられてきた。(垣内・櫻谷編 2002:14) しかし少子化が進む社会の中で親になった人々は、兄弟も少なく、初めて小さい子どもの世話をするのが自分の子どもという人が大半である。(汐見編 2008:266-267) そのため、現代はかつての社会と比べて一段と子育てに不慣れな状態のまま、母親として子育てに奮闘する人々がほとんどだといえる。

こうした状態の中で、母親にとって子育ての情報源として頼りにされているのが、1位から順に「母親の友人・知人」の70.7%、「インターネットやブログ」の65.4%、「テレビ・ラジオ」の54.0%、「(母方の)祖父母」の44.8%、「育児・教育雑誌」の42.0%となっている¹²。特に近年ではインターネットの普及が情報源の多様化をもたらし、身近に相談できる相手がいない人にとって、これらは容易に入手可能な頼りになる存在だといえるだろう。しかしこうした情報の多さがかえって母親の混乱を招いている。マスコミやメディアによる育児情報はそれぞれで内容が異なり、何が真実で何が重要な情報なのか判断するのが難しいほど溢れかえっている。一定の知識があれば情報の取捨選択や判断が可能だが、現在では前提となる知識を得る機会がないために氾濫する情報に飲み込まれてしまうのだ。(住田 2014:174-175) また汐見編(2008:270)は育児書や育児雑誌について、その多くが平均的な子どもの成長発達を記しているという特質から、自分の子どもの発育が平均的か否かを過剰に気にしたり、聞き分けが悪いと苛立って声を荒げたり手をあげたりすることに繋が

¹² ベネッセ教育総合研究所「第5回 幼児の生活アンケート」

https://berd.benesse.jp/up_images/research/YOJI_all_P01_65.pdf (2018/12/20)

っている一面があると指摘している。これは育児書や育児雑誌に限らず多くの情報源にあてはまると考える。つまり知識不足による情報を集めようとする行為が、不安や混乱を募らせることに繋がりがねないのだ。

しかし子育てに関する知識を得る機会が全くないわけではない。日本では1994年から高校の授業において家庭科が男女共学となり、すべての男女が家庭科を学ぶようになる中で「乳幼児の保育と親の役割」という学習内容が定められ保育についても学ぶ機会が得られるようになった。(牧野ほか編 2010:130)しかし牧野(2005:134-135)は日本の家庭科の教科書に対して、望ましい親を定めてそれを教えようとする方法だと指摘している。つまり日本の教育は「望ましい母親」を人々に植え付けるという性質が強く、知識を得る機会として機能していないといえる。

さらに知識だけでなく経験の重要性についても欠かせない。牧野ほか編(2010:124)は「子どもが好き、子どもへの関心が高い、育児を大切に感じる」といった態度を「親準備性」という言葉で捉え、実際に赤ちゃんを抱っこしたり、おんぶしたり、子守をしたりした経験がある場合、男女ともに「親準備性」が高くなっていること、そして出産前に子どもと接した経験があるかどうかイライラすることなく安定した気持ちで子育てができるかに強い関連が見られることを指摘している。つまり子どもと関わる経験が子育て時の不安やイライラした気持ちを軽減するのに有効だといえる。親になる前に幼い子どもと接する機会が少ない現状では、親準備性は低くならざるを得ないだろう。

知識と経験が不足していることが日本の子育ての特徴であり、不安や苛立ちを左右していることがわかる。知識や経験とは、個々人における子どもや子どもの育ちへの理解を深めるものであるといえる。不足を補い、親になる前に子どもや子育てへの理解を深められる機会が必要だと考える。

2. 5 「育児不安」の解消に向けた課題

本節では、これまでの節で確認してきた「育児不安」を強める原因となる社会のあり方や問題点を踏まえながら、「育児不安」の解消に向けた課題を考察する。

まず1つ目が、孤立した子育てを防ぐことである。現在の子育ては地域社会からの家庭の孤立と、その家庭内における女性の孤立と、いわば二重に孤立した状況にあるといえる。この状況を改善するために重要なのが、子育てが家庭に閉ざされている状態を見直すことだと考える。日本社会はこれまで子育ては家庭、特に母親が担うべきものとして子育てを家庭任せにしてきた。しかし家族や親戚、周囲の人との関係が希薄化してきた今日において、母子のみの狭い関係の中で子育てを行うことには無理が生じ、それが孤立や「育児不安」といった問題として表れているのではないかと思う。子どもを育てる行為が家庭という閉じた密室の中で行われている限り、孤立を防ぐことも「育児不安」を解消することも難しいだろう。母子のみの閉ざされた空間での子育てからより開けた子育てを可能にするような取り組みが必要だと考える。

続いて2つ目は、ゆとりのない子育ての改善が挙げられる。多くの場合子育ては、女性である母親に偏っている。先にも述べたように、少子化や競争社会の影響で子育ては失敗の許されないものとなり、子育てにかかる時間もお金も増えている。つまり子育ての担い

手にかかる負担はますます重く、社会的認識においても子育て自体がゆとりのない重いものになっている。しかし牧野(2005:15)は「まず親自身が一人の人間として、自分らしく毎日を充実して生きることが、子育てを楽しむゆとりとなる」と述べ、ゆとりをもつことの重要性を指摘している。つまり一人きりで立派な子育てをしなければというプレッシャーを感じながら、自分の人生や時間を犠牲にして子育てに励む状態では、子育てを楽しむことは難しいといえる。子育てしながらも、仕事や趣味など自らの人生を充実できるようにすることで、ゆとりある子育てが目指されるべきだと考える。

3つ目が、子どもや子育てに関する理解が不十分であることについてである。子育てに関する知識や経験が不足し、それが子どもや子育てへの理解を乏しいものになっていることが問題だと指摘した。「子宝」という言葉があるように、本来子どもは神様からの授かりものとして捉えられていた。しかし時代とともに子どもは「授かる」ものから「つくる」ものへとその捉え方に変化が生じた。(笹川 2014:15)子どもや子育てに対する理解の乏しさが子どもへの管理的な関わり方を強め、自身の子育て能力の評価の対象として捉えるような社会的な風潮や認識を招いていると考える。子どもと関わる機会を得られないまま親になる人が多く存在する中、子ども・子育てに対する理解を深める機会を設けることが必要だと思う。その上で、私たち一人一人のあり方や接し方を見直すべきではないだろうか。

考えられる課題として以上の3つを挙げた。これらの課題を解決し、楽しく子育てができる社会を実現するために求められる取り組みを考えるにあたり、その手がかりとして次章では子育て先進国であるフィンランドの取り組みを確認していく。

3. フィンランドにおける子育て支援との比較

3. 1 なぜフィンランドなのか

北欧の国々は「福祉国家」として世界的に有名である。セーブ・ザ・チルドレンがお母さんたちの健康や教育、政治的参加の機会の平等などを踏まえて世界のお母さんの現状を調査した「母の日レポート 2015」によると、「お母さんにやさしい国ランキング」において179カ国中1位がノルウェー、次いでフィンランドが2位と北欧諸国が上位を占め、日本は32位という結果が出ている¹³。この結果からも北欧諸国は日本に比べて子育てする人に優しい、子育てしやすい国であることがうかがえる。その中でも本論文においてフィンランドに焦点を当てたのは、今でこそ福祉国家として名高いフィンランドだが遡ってみると日本と共通する点がいくつか見えてきたからである。

一つは出生率の低下である。フィンランドでは1970年代の初めから出生率が急激に低下し、1973年には合計特殊出生率が過去最低の1.50を記録した過去がある。(渡辺ほか編

¹³ セーブ・ザ・チルドレン「世界のお母さんの現状を調査した『母の日レポート 2015』を発行、『お母さんにやさしい国ランキング』日本は179カ国中32位」
<https://www.savechildren.or.jp/scjcms/press.php?d=1956>(2018/12/17)

2009:18) 少子化の現象は日本だけでなく他の国々でも見られ、フィンランドも決して例外ではなかった。渡辺ほか編(2009:18)によれば、この当時のフィンランドは、保育サービス等が未整備の中で働く母親が数多く存在していた。こうした事態を受け、国が子どものための施設や子育て家庭を支援する制度づくりに必死に取り組むようになったのである。その結果、フィンランドでは1998年から合計特殊出生率の上昇傾向が見られるようになった。(同:47)そして2014年には1.72にまで回復するに至っているのである¹⁴。

もう一つは男性優位の社会構造が挙げられる。世界経済フォーラムが2017年に発表した経済、教育、政治、保健の4つの分野において各国の男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数(Gender Gap Index:GGI)によると¹⁵、フィンランドは3位と男女格差の少なさが見て取れるが、昔のフィンランドは日本と同様に男尊女卑が根強い社会であった。こうした社会を変えたきっかけとなったのが第二次世界大戦である。男性が戦争に向かい家庭からいなくなったとき、それまで男性がやっていた自動車の運転や機械の修理に至るまで、すべてのことを女性が担わなければならない状況になった。(渡辺ほか編 2009:17)この状況が女性に自信を与えると同時に今までのやり方が不公平であったことに気づかせる契機となり、戦後男性が帰ってきてからは男女という性別に関わらない現在のような人間対人間 の関係を築き始めることに繋がったのである。

このようにフィンランドは決して昔から子育てに優しい国だったわけではない。日本と同じような出生率の低下や男女格差などの社会的状況がみられたにも関わらず、これらの問題を乗り越え克服し、子育てに優しい国と言われるようにまでなったのである。克服できた裏側には、事態を深刻に受け止め、フィンランドが子育て支援に真剣に取り組み、社会の実情に見合った支援を行ってきたことが実を結んだからだと考えられる。人口や文化、経済的な違いもあるためフィンランドの取り組みや制度をそのまま取り入れることが必ずしもできるわけではない。また日本の社会に有効に作用するとも限らないだろう。しかし日本が楽しく子育てができる社会を目指すにあたり、フィンランドの取り組みを参考にすることで、制度の方向性や社会のあり方など今後の日本の取り組みを探るヒントとなる手がかりが潜んでいると考える。

3. 2 フィンランドの子育て支援の特徴

3. 2. 1 切れ目のない支援

フィンランドの子育て支援の代表的なものとしてネウボラ(neuvola)が挙げられる。ネウボラとは「助言・アドバイスの場」を意味し、「妊娠から就学前まで、かかりつけの専門職(主に保健師)が担当の母子および家族全体に寄り添い支える制度の名称であると同時に、子育て家族本人たちにとっては、身近なサポートを得られる地域の拠点」(高橋 2015:12)

¹⁴ 総務省統計局「世界の統計 2018」

<https://www.stat.go.jp/data/sekai/pdf/2018a1.pdf#page=15> (2018/12/17)

¹⁵ 内閣府男女共同参画局『『共同参画』2018年1月号 世界経済フォーラムが『ジェンダー・ギャップ指数 2017』を公表』

http://www.gender.go.jp/public/kyodosankaku/2017/201801/201801_04.html (2018/12/14)

となる場所のことを指す。日本でいうと保健センターの果たす役割に近いが、ネウボラでは定期的な子どもの観察や定期健診や予防接種、歯科健診、育児相談に至るまで全て無料で行われているのである。

ネウボラは、マンネルヘイム児童保護連合の創設者の一人であるアルヴォ・ユルッポ教授によって1920年代に考案されたものであり、当時のフィンランドは経済的に貧しく乳児の死亡率が高い状態であった。(渡辺ほか編 2009:109)こうした社会的背景により、ネウボラは1944年の法制度化に伴い、全国の市町村において運営が義務付けられるようになっていった。(深谷編 2016:32)フィンランドのネウボラはどの自治体にも設けられ、その数は全国で約850箇所であり、妊娠期間中では6～11回、出産し子どもが小学校に入学するまで定期的に通い、保健師や助産師と行った専門家からのアドバイスをもらうことができる¹⁶。現在では、妊娠が疑われる場合や出産、子育てに関して不安を感じた場合に、最初に行き相談する存在であるくらい、ネウボラは広く社会に浸透し根付いている。

ネウボラの特徴として高橋(2015:12)が「妊娠の初期から女性『全員』と専門職との個別・対面での対話を積み重ね、『妊婦全員』1人ひとりにていねいに寄り添うこと」だと述べているように、ネウボラでは個別的な関わりと専門的な技術をもつ人材が重要な要素となっており、こうした支援を切れ目なく全ての妊婦と家庭が受けられる制度が整っているのである。ネウボラでかかりつけの専門家との対話を積み重ねることで、妊婦やその家族が抱える不安や悩みのほとんどを解消することができるだけでなく、安心感や心強さを与えることができる。同時に専門家や施設の運営側としても、問題が深刻化する前に対処したり予防したりすることができるため、双方にとって非常に良い効果をもたらしているといえる。また子育て支援の充実に伴って支援がますます多様化し細分化される中、ネウボラに行けば迷うことなく安心してサービスを受けることができる。これは自ら病院を探したり情報を集めたりしなければならない日本の状況とは大きく異なる点だといえる。

こうした切れ目のない支援は、他機関との連携があって初めて可能になる。ネウボラでは医療機関だけでなく保育園との繋がりがあり、子どもの発達上において問題が見られた場合、双方に連絡を取り合い、連携して今後のサポートの仕方を決める仕組みができていく。(藤井・高橋 2007:53)さらにネウボラは就学前までの子どもを対象としているが、誕生してから成長していく過程における子ども一人一人に関するネウボラの大量の記録は、小学校入学時に校内の保健センターに移されることになっており、これにより就学後の心身のケアにもネウボラは活かされているのである。

また切れ目がないのはネウボラだけではなく教育にも当てはまる。フィンランドではOPINPOLKUと言われる学びの道があり、この言葉は保育園から就学前の教育を行うエシコウル、そして基礎学校へと緩やかな道のように教育の過程を歩んでいくことを指している。(藤井・高橋 2007:53)藤井・高橋(2007:53)によれば、フィンランドの教育におけるシステムの特徴は「子どもたちの学習が継続的に次の段階へと移行していけるように、その環境整備に力を注ぐ」ことであり、子どもの成長を継続的に見守るための計画や、先生同士の

¹⁶ フィンランド外務省「フィンランドの子育て支援」

<http://www.finland.or.jp/public/default.aspx?contentid=332415&contentlan=23&culture=ja-JP> (2018/12/17)

連携が確立されているのである。子どもの育ちや育つ環境を重視する姿勢が、フィンランドにおける切れ目のない支援の根幹にあることがうかがえる。

このようにネウボラを中心にフィンランドの支援を見てきたが、子どもと妊婦、そしてその家族も含めて切れ目なく支える環境が整っている。ネウボラの担当の職員だけでなく医療や保育、教育などあらゆる機関の垣根を越えた連携が重要なのである。こうした人や情報において隙のないネットワークをつくることが不安や悩みの早期解消、そして深刻な事態に陥ることの予防に繋がる。子どもの育ちを軸に、成長過程に伴う継続的な縦の繋がりと他機関との横の繋がりの両方があるからこそ、切れ目のない支援が実現していると考えられる。

3. 2. 2 子育てを支える多様な制度

フィンランドでは子育て家庭を支えるために、現金給付から現物給付に至るまで様々な制度が設けられている。それらに関して主にフィンランド外務省のホームページの「フィンランドの子育て支援」¹⁶を参考に取り上げる。

まず初めに注目するのがフィンランドの象徴的な制度の育児パッケージである。育児パッケージとは出産を迎える前にフィンランド社会保険庁事務所の KELA から支給される母親手当の1つであり、1子170ユーロの現金支給か育児パッケージのどちらかを選択して受け取ることができる。ネウボラ、または医療機関において妊婦健診を受けることが支給の要件としてあるものの、所得や国籍による制限はない。フィンランドではほとんどの家庭が育児パッケージを選択し、特に第一子の出産の場合その傾向が強いとされている。

この育児パッケージは民間団体の発案の下、1937年に法制化された母親手当の現物支給の選択肢となり、初めの頃に設けられていた所得制限も1945年に緩和、そして1949年には完全に撤廃され社会に根付いていった。実際の育児パッケージの内容としては、簡単なベッドとして利用できる箱の中にベビー服や爪切り、掛け布団など約50点ものアイテムが詰め込まれていて、現在フィンランドでは毎年4万世帯に育児パッケージが配布されているそうだ。男女で中身が共通であることや、親の要望等を踏まえ年々改良され続けていることから差別なく平等に全ての子育て家庭のために取り組んでいることがうかがえる。

育児パッケージはしばしば「社会からの分け隔てない祝福と歓迎のシンボル」¹⁶と言われるが、社会全体で子どもの誕生を待ち望んでいることを表す制度だといえる。

また現物給付と同時に、様々な手当による現金給付の充実が子育て家庭を支える重要な役割を果たしている。子育て支援に関する手当として、フィンランドでは母親手当や児童手当、在宅育児手当が設けられている。母親手当については先に述べたように、育児パッケージの現金給付の選択肢の1つで170ユーロを受け取ることができるものだ。児童手当は、フィンランドに定住している全ての子どもに対して成人年齢である18歳に達するまで、フィンランドで子どもが誕生した時、もしくはフィンランドに移住した時に支給されるものである。収入に関係ない点が日本とは異なり、1世帯の子ども数に応じた定額が支給される。(藤井・高橋 2007:154)具体的な金額としては、子ども一人あたり月額で第一子が95.75ユーロ、第二子が105.80ユーロ、第三子が135.01ユーロと、子どもの数が増える

につれて金額も増加し、ひとり親に対しては子ども一人につき特別な加算がされる仕組みとなっている¹⁶。こうした手当の中でも特に興味深いのが在宅育児手当である。これは在宅育児手当法に定められたものであり、3歳未満の子どもをもつ保護者が保育施設等を利用することなく、自宅で子育てをする場合に支給される補助金のことをいう。(藤井・高橋 2007:157-158)この手当は保護者に子育てを在宅するか否か選ぶことを可能にするだけでなく、子育てという労働に対する報酬のような効果もあるといえる。

さらに育児休業制度が整っている点も重要である。出産に向けて最初に取得できる育児休業制度は、産前から産後にかけて105日間与えられる「母親休業」である。全ての女性が取得でき、最初の56日間は産休前の90%、その後は70%の給与が保障されている。次に得られるのが「親休業」と呼ばれるもので、これは母親休業終了後から158日間とされており、給与の約70%が保障される。中でも特筆すべき点は母親と父親のどちらが取得しても構わない点で、取得の割合としては女性が多いものの2011年には、男性の25%が部分的に親休業を取得したという結果も出ている¹⁶。他にも「父親休業」という父親に向けた育児休業制度も存在しており、取得率は8割にも昇るそうだ。このことから、フィンランドが父親の子育て参加を重視していることがうかがえる。つまり子育てにおいても男女平等が目指され、着実に定着しつつあるといえる。

育児パッケージをはじめとした多様で手厚い制度は、時間的にも金銭的にも心理的にもゆとりを持ちながら保護者の希望の子育てを実現することを可能にしている。子育てに関わる社会保障制度が充実している背景には、高齢や疾病年金をはじめに社会保障制度が拡充されていく各国の一般的な流れとは異なり、1947年の児童手当をきっかけに他の手当や保障が整備されていったという特徴的な経緯がある。(藤井・高橋 2007:154)こうした多様な制度を行うためには十分な財源が不可欠だが、この財源確保が困難な日本に対し、フィンランドの場合は高い税負担が可能にしている。負担した代わりにその恩恵を受けていると人々が実感できることが、税の高負担と福祉の充実を実現させているのだ。

3. 2. 3 子どもを尊重する姿勢

フィンランドの子育て支援を見ていくうちに見えてきたのが、子どもを尊重し大切にす社会のあり方である。先の1節でも子どもの育ちを重視する姿勢は見取れたが、藤井・高橋(2007:66)は特に保育の場について、日本でよく言われる一人一人を認め、一人一人の育ちを大切にすることが本当になされている姿があったと述べている。つまり日本では理想とされ、なかなか実現に至らない考えがフィンランドでは社会に根付き、実際に行われているのだ。

子どもを尊重する思いはフィンランドの憲法にも表れている。国立国会図書館調査ほか(2015:7)によれば、平等権について定められているフィンランド憲法の第6条において、「子供の平等は、基本法に定められた権利が大人と同様に子供にも保障されること」、そして「子供自身に関係のあることについて本人の意思が尊重されること」が規定されている。このように子どもと大人の対等性について言及されている点はフィンランド憲法の大きな特徴だといえる。子どもは未熟な存在であるため、子どもを代弁するのが保護者の役割と

いう考え方が根強い日本社会とは全く異なる子ども観がフィンランドではみられるのだ。(渡辺ほか編 2009:106)また子どもに関する法律である「子ども保護法」でも、「子どもには普通の人以上に特別な権利がある」とされ、その権利の保障に向けて「社会には子育て中の家族を支える義務がある」(同:42)とフィンランドの人々は考えているのである。2008年の改正の際には、子どもの利益向上に向け、子どもの意思や意見を尊重することをより重視し、子ども本人や家族支援のための連携や協力強化とそれによる問題の早期発見、早期介入が主な改正の目的となっており、子どもの思いや存在を大切にする姿勢や実現に向けた取り組みに近年いっそう力を入れているといえる。(同:108)このようにフィンランドでは憲法や法律において子どもを尊重することが明記されており、それが目標のままとどまるのではなく、子どもの権利として実際に広く社会に浸透し、かつ絶えず努力がなされているのである。幼い頃から自分の意思を表明する機会を多く与えられ、それらがしっかり受け止められることを生活の中で経験して育つフィンランドの子どもたちは、自然に自己肯定感や安心感が培われていくのである。(藤井・高橋 2007:69)

さらに子どもを大切にする考えは、フィンランドの子どもに関わる仕事に対する尊敬からもうかがえる。藤井・高橋(2007:136-137)によれば、フィンランドでは「古くから学校の先生のことを『国民のロウソク』と尊敬の意を込めて呼ぶ」とされており、「暗闇の中に明かりを照らす人、人々を導く存在としてこの国ではあこがれの職業である」ことがその名の由来として述べられている。また現場で働く保育園の保育士などに対して、日々の忙しい仕事の中でもレベルアップができるように最高の教育機関をつくってしっかり育てることを行っており、働く人の環境の整備やスキル向上のための機会の提供に力を注いでいるのである。(渡辺ほか編 2009:125)日本の場合、昔から子育てに関わる仕事は家庭、とりわけ女性の仕事と考えられていた影響により、現在に至るも保育や介護の仕事は労働環境や社会的地位が他の職業と比較して低い状態だといえる。渡辺ほか編(2009:126)が「現場で直接子どもたちに関わる人たちの専門性を高め、地位も上げていくということが、子どもたちにとって、つまり、社会にとって非常にたいせつなこと」だと述べているように、こうした考えが子どもに関わる人々への尊敬に繋がっているのである。

子どもを尊重する姿勢はフィンランドの法律や子どもとの関わり、専門職のあり方などに強く表れており、フィンランドの子育て支援の取り組みの基礎となっていることが見て取れる。渡辺ほか編(2009:19)は、子どもでも自由に自分の意見を言える社会を目指さなければ子どもは生まれてこないとし、「子どもが自由に発言できる環境というのは、その子どものそばにいるお母さんも自由でいられる、しあわせでいられる環境」であると述べ、子どもも大人と対等に自由に意見を表明できる社会の重要性を指摘している。子どもにも一人の人間としての権利が当たり前認められ、思いや考えを尊重されるという考えが社会に浸透していることが、フィンランドを子育てに優しい国にしたことに大きく関係していると考えられる。

3. 2. 4 「育児不安」解消に向けた可能性

これまで3つの項に分けてフィンランドの取り組みの特徴を述べてきた。本項ではフィンランドの取り組みから見えてきた「育児不安」解消に向けての可能性について述べていきたい。

まず1つ目が継続的かつ包括的な社会との繋がりである。フィンランドの取り組みの特徴としてネウボラを中心とした切れ目のなさを挙げたが、切れ目のない状態は子育て家庭が孤立することなく、各家庭の子育てや子どもの様子を把握することを可能にするものだといえる。母親のみが家庭という閉ざされた空間で一人きりで子育てに励む日本の状況とは異なり、すべての家庭が妊娠から出産、子育て期に至るまで専門家との信頼関係を築きながら適切に支援やサービスを受けることができるのだ。こうした子育て家庭を支える社会のあり方が重要だと考える。

続いて2つ目は子育てにおける多様な選択ができる点である。制度の充実から見えてきたのは、制度が充実することで子育ての選択肢が増えて希望を実現しやすくなったり、それにより決まり切った子育ての形だけではなく多様な形での子育てが受け入れられるようになったりするのではないかということだ。現在、結婚や出産など子育てに関わる出来事は人々に選択を迫るものとなっている。しかし制度の充実により自ら主体的に選び取れる、選択肢として機能するようになることが求められると思う。

3つ目は子どもや子育てを大切にすることを共有することである。フィンランドではこうした思いが憲法や法律などに明記され、社会の一人一人に根付いていることがうかがえた。こうした思いが子どもとの関わり方や子ども観にも強く表れているといえる。子どもや子育ての大切さを社会全体に浸透させていくことで、日本における子どもへの管理的な関わり方や子どもという存在の捉え方も変化していくのではないかと考える。

次章では本項で述べた3つの可能性を踏まえながら、「育児不安」の解消に向けてどのような取り組みが必要なのかを具体的に考察していく。

4. 楽しく子育てができる社会を実現するために

4. 1 「育児不安」の解消に向けて必要な取り組み

4. 1. 1 切れ目のない社会からのアプローチ

最初に考えていきたいのが、子育て家庭に対する社会側に求められる取り組みについてである。第2章の4節で、家庭に閉ざされた子育てを改善することの必要性について述べた。密室の子育てでは「育児不安」の状態を把握しづらい。また現在の取り組みの多くは利用者自ら動くことが求められているが、「育児不安」傾向の強い人々が積極的にこれらを利用するとは限らず、必ずしも支援を必要としている人に届いているとは言えない。つまり閉じられた各家庭の状態を社会に見えるようにし、適切に支援を利用できるような社会からの子育て家庭に対する働きかけが不可欠だと考える。

その1つの案として、フィンランドのネウボラのような全ての子育て家庭を対象にした他機関との連携による切れ目のない支援が効果的ではないかと考える。切れ目のない支援は不安が深刻化する前に対処することを可能にし、専門家との関係や居場所としての役割も期待できると思う。そこで現在行われている日本版ネウボラの可能性に着目したい。まずこの取り組みについて、主に厚生労働省の「子育て世代包括支援センター業務ガイドラ

イン」を参照し、以下に述べる¹⁷。

日本版ネウボラとは、子育て世代包括支援センターのことである。フィンランドのネウボラを参考に、妊産婦や乳幼児の状況を継続的かつ包括的に把握し、妊産婦や保護者からの相談に保健師などの専門家が応じたり、必要な支援の提供に向けて関係機関と連携したりすることを通して切れ目のない支援を行うことを目的にいくつかの自治体で始められたものである。2017年度からは設置が各自治体の努力義務となり、それぞれの市町村の状況に応じて保健センターや子育て拠点事業所等で実施され、2017年4月時点で全国525市区町村において合計1106箇所を整備されている¹⁸。平成32年度末までに全国展開を目指すとしている。自治体ごとに独自の事業を行う中で、必須業務として①妊産婦・乳幼児等の実情の把握②妊娠・出産・子育てに関する各種の相談、情報提供・助言・保健指導③支援プランの策定④保健・医療・福祉等の関係機関との連絡調整の4つが挙げられている。

現在の日本版ネウボラは、自治体ごとの努力義務となっている。そのため設置は義務ではなく、対象となる妊婦や支援の内容・質にもばらつきが見られる状況にある。ネウボラでは全ての妊婦がどの地域、どの場所であっても同様のサービスを受けられることが重要である。そのため自治体任せではなく国の主導による設置の義務や内容に関する取り決めを行い、自治体へのバックアップがなされるべきだと考える。また機関同士の連携においても、各機関がそれぞれの取り組みに関する情報しか把握できていないのが現状であり、こうした連携不足により生まれる支援の切れ目や隙間が子育ての孤立や不安に繋がる。一体型の施設をつくるのが理想的だが、現実的には難しいといえる。情報化が進む今日において電子媒体を用いて保健センター等を中心に、利用者の情報や支援内容を共有できるシステムを構築することが重要ではないかと思う。

いくつかの課題や改善すべき点についても述べたが、日本版ネウボラによる子育て家庭に対して社会の側からアプローチし、継続的かつ包括的な支援を行うことを目指す姿勢は、これまでの取り組みとは異なる新たな方向性示す画期的なものだといえる。切れ目や隙間をなく全ての子育て家庭に働きかけることに重きを置きながら、日本版ネウボラの発展と普及が進められるべきだと考える。

4. 1. 2 男女平等の実現によるゆとりある子育てへ

続いては、子育てにおける男女平等の重要性についてである。フィンランドでは多様な角度からの手厚い支援が行われていたが、多様な制度は子育て家庭に多様な生き方の選択肢を与えることを意味する。例えば「子どもが小さいうちは自分の手で子どもを育てたい」と思えば、育児休業を取得したのちに子どもが3歳になるまで在宅育児手当を貰いながら子育てに励むことができる。「父親が子育てに関わりたい、あるいは関わってほしい」と思えば、父親が育児休業を取得し子育てに関わることも可能なのだ。このようにフィンラン

¹⁷ 厚生労働省「子育て世代包括支援センター業務ガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/kosodatesedaigaidorain.pdf> (2018/12/14)

¹⁸ NIKKEI STYLE, 2018/3/28, 「出産と子育て継続サポート 日本版ネウボラ広がる」

<https://style.nikkei.com/article/DGXKZ028633330X20C18A3KNTPO0> (2018/11/29)

ドでは、決して子育ては生活や人生を狭めるのものではなく、様々な生き方を実現できるものだといえる。この人生の充実がゆとりをもたらす鍵なのである。

日本においても子育てに伴う多様な生き方を可能にするためには、多様な制度の充実が目指されるべきだといえる。しかし汐見編(2008:9)が子育て支援が母親のみを対象にすることは一層母親に負担を押し付けることになりかねず、父親を含めた家族支援であるべきだと指摘しているように、男女格差がある状態での支援の充実は、母親に偏ったゆとりのない状態を改善するどころか、むしろ悪化させてしまう危険性がある。つまり多様な支援を充実させる第一歩として、子育てにおける男女平等を目指し、父親である男性も子育てに関わることを可能にする取り組みが求められるといえる。これが母親を子育てから解放し、人生を充実させることにも繋がると思う。

子育てにおける男女平等を目指すにあたり、まず考えていかなければならないのが性別役割分業である。日本ではこの固定観念や社会的認識が非常に強い。この状況下では、男性にとって育児休業は取得しづらいままであり、子育て参加への理解も進みにくいといえるだろう。つまり女性に偏った現状を変えるためには性別役割分業に基づく人々の認識を改めることが不可欠だといえる。けれどもこれまで長い間人々の中に根付き、浸透してきた考えを変えることは容易なことではない。しかし些細なことだが、例えば「母子手帳」や「プレママ教室」のような、これまで「母親」のみに対象や記載が限定されていたところを母親と父親、あるいは両親のように改めることが有効ではないかと考える。こうした積み重ねが人々の意識を変えることに繋がると思う。

そして人々の認識を改めるのと同時に必要なのが働き方の見直しである。性別役割分業に基づくこれまでの雇用慣行が男性を子育てから遠ざけてきた。厚生労働省による「働き方改革」では、長時間労働の是正やフレックスタイム制の導入など子育てしながらでも柔軟に働けるような仕組みが検討されている¹⁹。また「パパ休暇」という母親の産後8週間以内に育児休業を取得した場合に再度父親が育児休業を取得できたり、「パパ・ママ育休プラス」という両親が育児休業を交代あるいは同時に取ることで休業期間を延長できたりするような、男性の取得を促進しようとする試みも見られる²⁰。こうした多様な働き方を目指す取り組みが本当に実現した時に、男性が子育てに関われるようになり、男女それぞれが子育てや仕事以外に目を向けるゆとりある生き方が可能になると考える。子育てにおける男女平等を実現することを通して、フィンランドのような多様な制度・支援の充実が目指されるべきだと思う。

4. 1. 3 子ども・子育てに対する私たちのあり方

最後に、子ども・子育てに対する私たちのあり方について考えていきたい。子育て支援は、子どもや子育てをどのように捉え、子どもが育つ環境をどうあるべきだと考えるか、その社会における子ども・子育てに対する考えや姿勢が色濃く表れる。子育て支援の充実

¹⁹ 厚生労働省「働き方改革～一億総活躍社会の実現に向けて～」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000335765.pdf> (2018/12/11)

²⁰ 厚生労働省「育児休業制度とは 男性の育児休業に取り組む」

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/company/system/> (2018/12/19)

しているフィンランドでは、子どもの権利として大人と対等な存在であるという認識が社会に広く浸透し、子どもの育つ環境をより良いものにするために社会全体で取り組んでいることがうかがえる。つまり子どもや子どもの育ちを大切にすることへの理解を子育て当事者や支援者だけでなく、社会の一人一人が深めていく必要があるといえる。

子どもという存在への認識や関わり方を改めて理解を深めるためには、何よりも子どもや子育てについて知らなければならないだろう。現在、子ども・子育てについて知る機会として多くの自治体で「プレママ教室」というような名称の取り組みが行われている。具体例として地元である市原市の取り組みを見てみると、これからママになる妊婦とその家族が安心して赤ちゃんを迎えることができるように、赤ちゃんのいる生活やお世話の仕方、さらには人形を使った抱っこやおむつ交換、お風呂の入れ方について学べる内容となっている²¹。親になる前に子ども・子育てについて学べる取り組みは「育児不安」の原因として挙げた知識・経験不足を補い、人々の中の認識や関わり方の改善にも役立つものだといえる。しかしこれらの取り組みの大きな問題は子どもを持たない人への理解を深められないことである。子育て支援を充実させるためには、その基本として子ども・子育てを大切にする姿勢を社会全体で共有する必要があることは先に述べたが、やはり一番理解を得づらいのが子どもを持たない家庭や独身の人だといえる。つまり妊婦やその家族に限定せず、すべての人がこうした機会を得られるようにするべきなのである。

そこでこうした機会を得る場として学校教育が効果的なのではないかと考える。学校教育ならば対象が限定されずすべての人が子ども・子育てについて知る機会を保障することが可能になる。また家庭科で行われていた内容を見直すことで実現不可能ではないと思う。具体的な内容についてはプレママ教室で教えているような内容に加えて、子どもの成長過程や認められている権利についても知ることが望ましいと思う。ただ注意したいのは、理想の母親や理想の子育てを押し付けるのではなく、子どもという存在や、子育てにおいてどんなことが大変で辛いのか、どんなことに喜びや楽しさを感じるのかといった現実的なことを知れるようにすることだ。これらを踏まえて、子どもとは子育てとは、そして親になるとはどういうことかを一人一人が考えることが、子どもや子育ての大切さに気づき、理解を深めることに繋がると思う。

学校教育の可能性に言及しながら、子どもや子育てに対する私たちのあり方を見直すことの重要性について述べたきた。一人一人が子どもや子育てについての理解を深め、社会全体で尊重することが子育て支援の根幹としてなければならないと考える。学校同士の連携による乳幼児や児童、生徒同士の交流の機会を促進するなど、より理解を深めるための取り組みがこの先一層必要になるだろう。

4. 2 望ましい社会のあり方

これまで楽しく子育てができる社会の実現に向けて、「育児不安」を手がかりに考察して

²¹ 市原市「プレママ教室」

https://www.city.ichihara.chiba.jp/kosodate/kodosatesien/kosodatesiensisetu/neuolacenter/ninshin_shussan/puremama_2017.html (2018/12/12)

きた。本論文を通して見えてきたのは、「育児不安」は母親一人や各家庭の問題ではなく、社会のあり方と深く関わる問題だということだ。

1節で求められる取り組みとして日本版ネウボラや子育てにおける男女平等の実現、そして学校を利用した人々の意識改革の主に3つに焦点を当てて考察したが、地域社会や企業や教育の存在が子育て支援と深く関わり、「育児不安」の解消にも繋がるといえる。つまり子育て支援に関わるのは何も子育て当事者や国、自治体だけではない。子育て家庭や暮らしを取り巻く様々な機関の取り組みが直接的、あるいは間接的に「育児不安」や子育てのしやすさに影響を与えるのだ。

また子育てに関わる人も決して保護者や専門職だけではない。例えば、電車の中で泣いている赤ちゃんを必死にあやす保護者を見かけることがあるが、その時に赤ちゃんが泣くのは普通のこととして温かい眼差しを向けるか、迷惑そうに不快な態度を向けるかでも保護者にとって子育てのしやすさ、しにくさは変わると思う。こうした出来事の積み重ねが外で泣いたらどうしよう、自分の育て方が悪いのかもしれないといった不安や悩みとなり「育児不安」を強めると考える。電車以外にも、公園やお店、街中などで普段見かける子どもや親子の姿も子育ての一部であり、その時の私たちの眼差しも子育てのしやすさを左右するものだといえる。

このように子どもを産んでいなくても、学生でも、社会に生きるすべての人がなんらかの形で子育てに関わっており、子育てのしやすさに影響を与えうる存在だといえる。日本の子育て支援は、その目的として単なる出生数の低下を食い止めることだけではなく「少子化の原因や背景となる要因に対応して子ども自身が健やかに育っていける社会、子育てに喜びや楽しみを持ち安心して子どもを生み育てることができる社会を形成していく」方向へと近年変わり始めている²²。これを理念のまま終わらせないためには、一人一人が他人事ではなく子育てに関わっているという当事者意識を持つべきだ。そして子どもや子育て支援の重要性に気づき、自分たちの行動や取り組みを見直していくことが、楽しく子育てができる社会の実現に向けて望ましい社会のあり方ではないかと考える。

おわりに

本論文では「育児不安」を手がかりに日本の子育て支援について述べてきたが、子育て家庭を取り巻く過酷な社会の状況が「育児不安」と深く関連していることがわかった。「育児不安」解消に向けてフィンランドの取り組みを参考にしながら、日本版ネウボラや子育てにおける男女平等の実現、学校教育の可能性について言及した。そして楽しく子育てができるようになるためには、社会における様々な機関や一人一人が当事者意識を持って取り組むことが望ましい社会であるという結論に至った。

しかし充実した子育て支援を行うためには、まだ解決すべき課題が多く残されていると

²²厚生労働省「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/angelplan.html> (2018/12/20)

感じる。1つは財源の確保の問題である。本論文では必要となる取り組みについて考察したが、そのために必要な財源をどこに求めるのかについてまでは言及することができなかった。フィンランドの場合は高い税負担が手厚い子育て支援を可能にしていたが、日本では国民の理解を得るのが難しい問題だと思う。もう1つは人員不足についてである。人手不足が叫ばれる今日において子育て支援も例外ではない。ボランティアやNPOは貴重な存在ではあるが、量と同時に質をきちんと維持できるような方法を模索していかなければならないだろう。これらについては残された課題として、今後も考えていきたい。

今回の研究を通して、子どもや子育てについて自分自身も理解を深め、考える良い機会となった。これからも「育児不安」以外の虐待や貧困など多様な視点から子育て支援について考えていきたいと思う。

参考・引用文献

- 伊志嶺美津子・新澤誠治, 2003, 『21世紀の子育て支援・家族支援 子どもを支える保育をめざして』フレーベル館.
- 上野恵子・穴田和子・浅生慶子・内藤圭・竹中真輝, 2010, 「文献の動向から見た育児不安の時代的変遷」『西南女学院大学紀要』14. 185-196.
- 垣内国光・櫻谷真理子編著, 2002, 『子育て支援の現在－豊かな子育てコミュニティの形成を目指して－』ミネルヴァ書房.
- 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2015, 『各国憲法集(9) フィンランド憲法』国立国会図書館.
- 笹川拓也, 2104, 「地域社会における子育て支援の現状と課題：子育て支援制度の変遷と子育て家庭の現状について」『川崎医療短期大学紀要』34号, 13-18.
- 汐見稔幸編著, 2008, 『子育て支援の潮流と課題』株式会社ぎょうせい.
- 住田正樹, 2014, 『子ども社会学の現在－いじめ・問題行動・育児不安の構造－』九州大学出版会.
- 高橋睦子, 2015, 『ネウボラ フィンランドの出産・子育て支援』かもがわ出版.
- 深谷和子編著, 2016, 『「子育て支援」のこれから「児童心理」2016年12月号臨時増刊 No. 1033』金子書房.
- 深谷昌志編著, 2008, 『育児不安の国際比較』学文社.
- 藤井ニエメラみどり・高橋睦子, 2007, 『安心・平等・社会の育み フィンランドの子育てと保育』明石書店.
- 牧野カツコ, 1988, 「＜育児不安＞の概念とその影響要因についての再検討」『家庭教育研究所紀要』10. 23-31.
- 牧野カツコ, 2005, 『子育てに不安を感じる親たちへ』ミネルヴァ書房.

- 牧野カツコ・渡辺秀樹・船橋恵子・中野洋恵編著, 2010, 『国際比較にみる世界の家族と子育て』ミネルヴァ書房.
- 森謙二, 2014, 「近代の戸籍の展開」『茨城キリスト教大学紀要 II, 社会・自然科学』48巻, 231-243.
- 渡辺久子・トゥーラ・タンミネン・高橋睦子編著, 2009, 『子どもと家族に優しい社会フィンランド 未来へのいのちを育む』明石書店.

